

武生税務署からのお知らせ

1 事業者に対する消費税の軽減税率制度説明会

平成 31 年 10 月から消費税の軽減税率制度が実施されます。事業者の方を対象に次のとおり「消費税の軽減税率制度説明会」を開催します。

どの会場で開催する説明会に参加していただいても結構です。

説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参ください。

○「消費税の軽減税率制度説明会」開催日程

日付	時間	場所
11月6日(月)	13:30～14:30	鯖江市嚮陽会館 大会議室(鯖江市桜町2-7-1)
11月7日(火)	13:30～14:30	武生商工会館 会員サロン(越前市塚町101)
11月8日(水)	13:30～14:30	織田コミュニティセンター 多目的ホール(丹生郡越前町織田36-1)

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)

専用ダイヤル 0570-030-456

【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



ハイ、
消費税軽減税率
電話相談センター
です。

2 平成 29 年分年末調整説明会

「平成 29 年分年末調整説明会」については、次の日程で開催します。

※ 税務署から事前に郵送した書類を持参してください。

対象者が割り当てられていますが、都合が悪い場合は別の日時に参加していただいても結構です。

○「平成 29 年分年末調整説明会」開催日程

日付	時間	場所	対象者
11月21日(火)	13:30～15:30	サンドーム福井 小ホール	越前市の法人
11月22日(水)	10:00～12:00	同上	鯖江市の法人
	13:30～15:30	同上	鯖江市・越前市の個人 池田町・南越前町・越前町の個人と法人

■ 問合せ 武生税務署 法人課税第一部門 Tel 22-0971